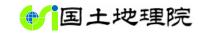
保証証書等の電子化について(契約の保証・前払金保証)



R4.5.9

■ 測量業務において、電子化された契約の保証・前払金保証の保証証書等(電子証書等)の取扱いを令和 4年5月9日から開始します。

〔提出方法〕

電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報・認証情報を電子契約システム等を通して発注者に提供します。

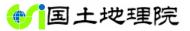
[メリット]

発注者へ保証証書等を郵送又は持参する手間を省くことができます。

- ※保険会社は当初はPDF発行した保険証券データを電子メールで送付する暫定的方法で開始します。
- ※前払金保証の保証証書については、原則として、電子証書によることを求めています(令和4年4月1日以降に新たに契約を締結するものであって前払金保証の保証証書を令和4年5月9日以降に提出するものが対象)。

雷子証書等の提出イメージ 電子証書等閲覧サービス 保管 ②電子証書のアップロード 保証機関 保証証書.XML (原本) ③保証契約番号• 認証キー情報提供 ①契約保証 ⑤電子証書を閲覧 <equation-block> の申込 ※印刷(写し)可能 保証証書 ×証書の郵送/持参なし ※寄託みなしは 閲覧時点 発注者 受注者 保証契約番号・認証キー情報 ④電子契約システム等を通して提供

保険証券・保証証書の電子化について



〈参考〉

測量業務請負契約書(令和4年4月1日適用) (抄)

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険 契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に<mark>寄託</mark>しなければならない。

一~四 (略)

- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3~6 (略)

(前金払)

- 第28条 受注者は、保証事業会社と、頭書の納期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に 規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、発注者に対して請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4~8 (略)